

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2018年6月18日

京都府知事 殿



提出者
住 所 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689
氏 名 住友林業(株) 住宅・建築事業本部京都支店
京都支店長 中出 大介
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 075-241-0851

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 京都支店
事業場の所在地	京都市中京区烏丸通四条上る笋町689 京都御幸ビル3階
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	木造建築工事業 日本標準産業分類番号 0651
②事業の規模	売上高(連結) 1,221,998百万円(2018/3期)
③従業員数	住友林業(株) 5,285名(2018/5) (京都支店 53名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ■廃プラ・繊維くず・金属くず・石膏ボード・木くず(新築) →中間処理業者に委託し、選別後それぞれ再生業者にて再資源化。 ■ガラス・陶磁器くず・石膏ボード(解体一部)・がれき類 →中間処理業者に委託し、選別後最終処分業者にて埋立処分。 ■木くず・コンクリート(解体) →再生業者に委託し、それぞれ再生業者にて再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項																
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり																
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																
①現状	【前年度（H29年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建築混合廃棄物	建設混合廃棄物（石綿含有）	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器類（石綿含有）	がれき類（石綿含有）	産業廃棄物（石綿含有）
	排出量	50.124 t	19.786 t	361.69 t	6.663 t	25.981 t	98.946 t	137.752 t	152.74 t	363.723 t	38.66 t	578.327 t	0 t	18.65 t	0.17 t	0 t
・余剰材の引き取り ・必要最低限の発注																
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建築混合廃棄物	建設混合廃棄物（石綿含有）	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器類（石綿含有）	がれき類（石綿含有）	産業廃棄物（石綿含有）
	排出量	45.112 t	17.807 t	325.521 t	5.997 t	23.383 t	89.051 t	123.977 t	137.466 t	327.351 t	34.794 t	520.494 t	0 t	16.785 t	0.153 t	0 t
(今後実施する予定の取組)																
産業廃棄物の分別に関する事項																
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、建築混合廃棄物、石綿含有（建設混合廃棄物、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類） ・新築現場の分別収集（各現場にごみステーションを設け、品目別に袋詰めし、分別内容を確認する。） ・解体現場の分別解体の推進（再生可能な分別解体の推進、指導、混合廃棄物の削減） ・各業者への教育指導と監視状況の実施															
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類は上記と同じ。 ・建築・解体現場での100%分別 ・現状システムの継続推進															

【目標】		産業廃棄物の種類													
		廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建築混合廃棄物	ガラス・コンクリートくず及び陶	がれき類(石綿含有産業)	廃プラスチック(石綿含
②計画	全処理委託量	45.112 t	17.807 t	325.521 t	5.997 t	23.383 t	89.051 t	123.977 t	137.466 t	327.351 t	34.794 t	520.494 t	16.785 t	0 t	0.153 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.559 t	0.441 t	142.3 t	2.793 t	13.29 t	19.71 t	3.492 t	52.213 t	84.378 t	18.351 t	237.281 t	16.785 t	0 t	0.153 t
	再生利用者への処理委託量	45.112 t	17.807 t	325.521 t	5.997 t	23.383 t	52.165 t	123.977 t	89.213 t	327.351 t	34.794 t	47.004 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状システムの継続推進															
※事務処理欄															

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

